

視任官任免(二名)

人閣議 第三七号

起案

平成七年〇月二〇日

決定	平成七年二月二日
上奏	平成七年二月七日
裁可	平成七年二月七日

施行

平成七年二月七日
平成 年 月 日

内閣総理大臣

功

内閣官房長官

内閣官房副長官

公



内閣参事官



橋本 国務大臣

森井 国務大臣

森 国務大臣

江藤 国務大臣

宮澤 国務大臣

野呂田 国務大臣

深谷 国務大臣

大島 国務大臣

河野 国務大臣

平沼 国務大臣

池端 国務大臣

高木 国務大臣

武村 国務大臣

井上 国務大臣

浦野 国務大臣

野坂 国務大臣

島村 国務大臣

青木 国務大臣

衛藤 国務大臣

宮崎 国務大臣

田嶋 功

田嶋 功

紀 功

田嶋 功

最高裁判所長官草場良八から免官の願い出があったので、その後任として、最高裁判所判事三好達を最高裁判所長官に指名し、左のとおり閣議決定の上上奏いたしたい。

最高裁判所判事 三

好

達

1/7 付

内閣

最高裁判所長官に任命する

最高裁判所長官

草

場

良

八

付

願に依り本官を免ずる

内

閣

1 丁						裁 判 所			
年 号	出生地	現住所	本籍	事 項	庁 名	氏 名	昭和二年十月三十一日生	三み 好よし とおる 達	
月									
日									
二七	二八	三〇	二七	東京大学法学部法律学科卒業	司法試験第二次試験合格	最高裁判所	内閣	東京地方裁判所判事補に補する	
一一	三	四	四	司法修習生を命ずる	司法修習生の修習終了	判事補に任命する	東京地方裁判所判事補に補する	東京地方裁判所判事補に補する	
一七	二八	一	七	九	四	二	一	一	

3 丁										裁 判 所					
〃	〃		〃	〃	〃		〃	〃			〃		〃	昭和三八	年 号
〃	四一		〃	〃	〃		〃	〃			四〇		三九	八	月
〃	四		〃	〃	〃		〃	〃			四		四	八	日
〃	一		〃	一六	〃		〃	九			八		一六	五	日
最高裁判所事務総局行政局第三課長を命ずる	東京地方裁判所判事に補する	札幌高等裁判所函館支部勤務を命ずる	札幌高等裁判所判事に補する	兼官を免ずる	函館簡易裁判所判事に補する	兼ねて函館家庭裁判所判事に補する	函館地方裁判所判事に補する	判事兼簡易裁判所判事に任命する	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	補につき任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事	札幌高等裁判所函館支部勤務を命ずる	札幌高等裁判所判事の職務代行を命ずる	函館簡易裁判所判事に補する	事 項
〃	〃	最高裁判所		内閣	〃	最高裁判所		内閣				〃		最高裁判所	庁 名

三 好 達

4 丁										裁 判 所				
年 号	昭 和 四 四						四 七			四 六				
月	四						四			一				
日	一						一			二 一				
事 項	最高裁判所事務総局行政局第三課長を免じ	最高裁判所事務総局行政局第一課長を命ずる	兼ねて最高裁判所事務総局行政局第二課長を命ずる	兼ねて最高裁判所事務総局行政局第二課長を命ずる	兼ねて最高裁判所事務総局行政局第二課長を命ずる	兼ねて最高裁判所事務総局行政局第二課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局行政局第一課長を免ずる	最高裁判所事務総局行政局第二課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局総務局第一課長を命ずる	兼ねて最高裁判所事務総局総務局制度調査室長を命ずる	法制審議会幹事に任命する	最高裁判所事務総局総務局制度調査室長の兼務を免	
庁 名						最高裁判所			法 務 省		最高裁判所	法 務 省	法 務 省	

三 好 達

6 丁										裁 判 所				
		〃	〃 五一	〃	〃					昭和五〇				年 号
		五	一	〃	〃					七				月
		一九	一	二五	〃					五				日
事 項														
兼ねて最高裁判所事務総局総務局第二課長を命ずる														
兼ねて最高裁判所事務総局総務局制度調査室長を命ずる														
兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる														
最高裁判所事務総局総務局第一課長を免ずる														
最高裁判所事務総局総務局第二課長の兼務を免ずる														
最高裁判所事務総局総務局制度調査室長の兼務を免ずる														
最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる														
部の事務を総括するものに指名する														
法制審議会幹事を免ずる														
部の事務を総括するものに指名する														
部の事務を総括するものに指名する														
欧米各国の司法事情視察のため約三十日間の予定で														
欧米各国へ出張を命ずる														
昭和五十一年九月二十五日 出発														
	〃		最高裁判所	法 務 省	〃	〃					最高裁判所			庁 名

三 好 達

[illegible]

8 丁								裁 判 所							
			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和五七	年 号
			〃	六一				六〇						一	月
			〃	四				三					五	一	日
			〃	一				一五					一〇	一	日
長野家庭裁判所長を命ずる	兼ねて長野家庭裁判所判事に補する	長野地方裁判所長を命ずる	長野地方裁判所判事に補する	簡易裁判所判事に兼ねて任命する		大分家庭裁判所長を命ずる	大分地方裁判所長を命ずる	兼ねて大分家庭裁判所判事に補する	大分地方裁判所判事に補する	裁判所書記官研修所教官に充てゐることを解く	裁判所書記官研修所長に補する	裁判所書記官研修所教官に充てゐる	部の事務を総括するものに指名する	部の事務を総括するものの指名を解く	事 項
最高裁判所				内 閣		〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	最高裁判所	庁 名

9 丁					裁 判 所								
〃	〃	〃	〃	平成二			〃	〃				昭和六一	年 号
〃	〃	五	〃	五			〃	五				四	月
〃	〃	一三	〃	一〇			〃	二八				一	日
法制審議会委員に任命する	副検事選考審査会委員に任命する	東京高等裁判所長官に補する	札幌高等裁判所長官に補する	高等裁判所長官に任命する		最高裁判所首席調査官を命ずる	最高裁判所裁判所調査官に充てる	東京高等裁判所判事に補する	兼官を免ずる		長野簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する	長野簡易裁判所判事に補する	事 項
〃	法 務 省	〃	最高裁判所	内 閣		最高裁判所			内 閣		最高裁判所		庁 名

三 好 達

三 好 達

最高裁人任E第893号

平成7年10月24日

内閣総理大臣 村 山 富 市 殿

最高裁判所長官 草 場 良 八



最高裁判所長官草場良八より退官願が別紙のとおり提出されたから、発令方お取り計らい願いたい。

退

官

願

最
高
裁
判
所
長
官